

新市建設計画（変更案） 新旧対照表

項目	頁	変更前	変更後
第1章 1-2 (3)計画の期間	4	本計画の期間は、合併期日の属する年度およびこれに続く <u>15</u> か年度とします。	本計画の期間は、合併期日の属する年度およびこれに続く <u>20</u> か年度とします。
第8章 財政計画 (1) 地方税	58	現行税制度を基本として算定しています。 <u>住民税の均等割額については、地方税法に基づき、年額 2,000 円から 2,500 円になるものと設定しています。</u>	現行税制度を基本として算定しています。 _____ _____ _____
第8章 財政計画	60 ～ 62	(別紙<変更前>のとおり)	(別紙<変更後>のとおり)